

第36回三者協議について（報告）

部落解放同盟中央本部

（1）新証拠と補充書を提出（5月11日）

2018年5月11日、弁護団は、自白に関する補充書2通を提出しました。

提出された補充書の1通は、公判での自白についてで、石川さんが1審の裁判中も否認せず、検察官や裁判官の尋問に対して、取調べ段階の自白内容を維持していたのは、取調べで否認できない状況に追い込まれ自白にたった経緯、あきらめの心境と弁護人との信頼関係が失われていたこと、警察官による金品の差し入れなどの「面倒見」という複合的な要因によるもので、公判廷の自白内容も捜査段階の自白と同じ内容で信用できないことを開示された取調べ録音テープなどをもとに明らかにしたものです。

また、もう1通の補充書は、石川さんの自白に任意性、信用性がないことを指摘したものです。証拠開示された取調べ録音テープでは、否認を続ける石川さんに対して、3人の警察官が「脅迫状を書いたことは間違いない」「供述する義務がある」「書いた書かないを議論しているときではない」などと脅迫状を書いたという自白を強要している取調べが録音されていました。こうした取調べでなされた自白はとうてい任意になされた自白とはいえないことを指摘しています。

また、届けられた脅迫状と一緒に封筒に入っていた被害者の身分証明書について、取調べ録音テープのやりとりで石川さんは説明できず、石川さんが被害者の身分証明書を奪って封筒に入れたという体験をした犯人でないことを示していると指摘しています。狭山事件の有罪判決（東京高裁・無期懲役判決、寺尾判決）は、石川さんが被害者の手帳を奪い、素通しのところから見える身分証明書を取り出して脅迫状を入れた封筒に身分証明書を入れて被害者の家に届けたとしていますが、関係者の調書、捜査報告書など新証拠4点をもとに、この認定に合理的疑いが生じていることを補充書は明らかにしています。

また、自白通りに発見されたとして有罪証拠とされた腕時計についても、取調べ録音テープで、石川さんが腕時計のことを認識しておらず「腕時計のことはわからない」とくりかえしていることや自白内容が不自然であることを指摘し、殺害現場で奪って自宅に持ち帰り、後日道路上に捨てたという捜査段階の自白も公判での自白も信用性が

ないことを明らかにしています。

(2) 第36回三者協議 (5月14日)

2018年5月14日、東京高裁で第36回三者協議がひらかれました。東京高裁第4刑事部の後藤眞理子裁判長と担当裁判官、東京高等検察庁の担当検察官、弁護団からは、中山主任弁護人、中北事務局長、横田、宇都宮、近藤、青木、平岡、小島、河村、山本、高橋、指宿の各弁護士が出席しました。

当面する進行について協議され、検察官はコンピュータによる筆跡鑑定について、反論、反証を検討しているとしました。また、自白の関係についても反論を検討するとしました。

弁護団は8月頃をメドにスコープ関係など準備中の新証拠を順次提出していくことを伝えました。また、提出した自白についての補充書について説明しました。

次回の三者協議は9月中旬に開かれる予定です。

5月23日には、石川さん不当逮捕55カ年を糾弾し、再審開始を求める市民集会が予定されています。映画「獄友」が全国でも映画館での上映がおこなわれています。また、各地での自主上映会もおこなわれています。狭山パンフや取調べDVD、狭山事件のパネルなどを活用し、下山鑑定、コンピュータによる筆跡鑑定、識字能力鑑定、取調べ録音テープを分析した心理学鑑定など、弁護団が提出した新証拠について、学習・教宣を強化し、狭山事件55年をアピールする取り組みを各地ですすめよう！映画「獄友」の自主上映運動をすすめよう！

以上